

草津市内就学前教育・保育施設
保護者様

草津市子ども未来部
幼児課長 山際 喜一郎

オミクロン株感染拡大における市内就学前教育・保育施設の臨時休園基準の見直し
について（通知）

日頃は、本市就学前教育・保育の運営につきまして、格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

このたび、オミクロン株感染拡大の状況とオミクロン株の特性を踏まえ、社会機能維持のために保育を保障するという観点に立ち、これまで原則全面休園として対応しておりました臨時休園の取り扱いについて、発生状況により学年や学級などの単位での部分休園とするよう下記のとおり変更いたします。

なお、本市の感染状況については、現時点において予断を許す状況ではないことから、各御家庭におかれましては、さらなる感染予防の徹底をお願いするとともに、子どもたちの安全安心な保育環境を守るために引き続き御理解・御協力くださいますようお願いいたします。

記

1 臨時休園の範囲

●部分休園

保健所に提出する『施設調査（関係書類）』を基に、濃厚接触者の特定の範囲において、学級・学年・フロア・棟の単位で休園を行う。

部分休園の単位については、施設の状況に応じて園・所と協議して決定する。

『施設調査』（保健所の基準）

◎マスク無しで、手の届く範囲の接触（1m以内・15分以上）

- ・給食の場面での接触状況
- ・昼寝の場面での接触状況
- ・集団保育における長時間の接触 など

●全面休園

保育の状況や施設の規模により、部分休園の対応ができない場合、全面休園を行う。

2 臨時休園の期間

原則3日間とし、状況に応じて、短縮または延長を行う。

3 その他

お子様が新型コロナウイルス感染症の患者または、濃厚接触者となられた場合、施設から体調などについて詳細を確認させていただきます。発熱症状のみならず、体調不良を感じとられた日やPCR検査や抗原検査の実施日など、正確な情報を施設にお知らせください。

草津市子ども未来部
幼児課 指導研修係
TEL 077-561-6878
FAX 077-561-6780